

公益財団法人青森県育英奨学会寄附金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人青森県育英奨学会（以下「本会」という。）における寄附金の受入れ手続きに関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「寄附金」とは、次の各号に掲げる経費に充てることを目的とする現金及び有価証券をいい、その寄附金の名称を問わない。

- (1) 高校奨学金貸与事業に要する経費
- (2) 大学奨学金貸与事業に要する経費
- (3) 青森県学生寮運営事業に要する経費
- (4) その他財団の業務運営に要する経費

(寄附金の種類)

第3条 本会が受領する寄附金の種類は次のとおりとする。

- (1) 一般寄附金 寄附者が用途を特定せずに寄附した寄附金
- (2) 特定寄附金 寄附者が寄附の申し込みに当たり、あらかじめ用途を特定した寄附金

(寄附金の用途)

第4条 一般寄附金は、その4分の3以上を定款第4条の公益目的事業に使用し、残額を管理費に使用することができるものとする。ただし、管理費に使用すべき金額について管理費に充ててなお残余があるときは、公益目的事業に使用することができるものとする。

2 特定寄附金は、全額を寄附者の特定した用途に使用するものとする。

3 前2項については、寄附者にこの規程を示し、了解を得るものとする。

(受入れの制限)

第5条 寄附金を受け入れる場合において、次の各号に掲げる条件が付されているものは、受け入れることができない。

- (1) 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること
- (2) 寄附金を受け入れることにより、財政的負担が課せられるおそれがあるもの
- (3) 寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこととされていること
- (4) 寄附申込後、寄附者がその意思により寄附金の全部又は一部を取り消すことができること
- (5) 便宜供与を求めるおそれがあるもの
- (6) その他理事長が特に業務に支障があると認めたもの

2 有価証券による寄附は、換金した後でなければ受け入れることができない。

(受入れの決定)

第6条 理事長は、前条に規定する寄附金申込書の提出があったときは、前条の規定に反しないと認めた場合に限り、当該寄附金の受入れを決定する。

(受入れの通知)

第7条 理事長は、前条により寄附金の受入れを決定したときは、寄附金通知書（第1号様式）を寄附者へ送付する。

(受領書等の送付)

第8条 寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状及び受領書を寄附者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、この法人の公益目的事業に関する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(施行事項)

第9条 この規則に定めるもののほか、寄附金の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。